

## 用語集

本文中に使用されている用語の意味について、50音順に説明します。

河川構造物（の種類）	<p>本県が管理する河川構造物を代表するものとしては、水門、堰、樋門・樋管、排水機場、ダム、陸閘がある。</p> <p>堤防を分断することにより河川又は水路を横断して設けられる制水施設であって、堤防の機能を有するものを水門という。農業・工業・水道用水などの水を川から取るなどのために、河川を横断して水位を制御する施設を堰という。堰を水門と混同される場合があるが、門扉（ゲート）を閉めたときに堰は堤防の役割を果たさない。</p> <p>樋門・樋管は、堤防の居住側の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川と合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなったときに、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設である。このような施設の中で、堤防の中にトンネルのようにコンクリートの水路を通し、そこにゲートを設置する場合、樋管・樋門という。堤防を分断し完全な開水路で通り抜ける場合の構造を水門という。樋門と樋管には明確な定義はなく、一般的に、断面が比較的小さいものを樋管、大きなものを樋門と呼ぶ。</p> <p>洪水時に排水門などを閉じてしまうと堤防の居住側に降った雨水が川へ出ていかないため、この水を川へくみ出す施設が必要となる。これが排水機場であり、ポンプが稼働して堤防の居住側の水を川へ排出する。</p> <p>ダムは、河川の水を貯めたり、取水するために、河道を横断して設けられる流れをせき止める施設で、15m以上の高さを持つものをダムと呼んでいる。主な用途としては以下の2つがあり、この2つの目的を備えたものを多目的ダムという。</p> <p>利水：川の流量が多いときに水を貯めておいて、少しずつ生活や農業用水、発電用水等として利用する。</p> <p>治水：洪水の一部を溜め込み、洪水が終わってから少しずつ放流し洪水調節をする。</p> <p>堤防と交差する道路や線路の路面が堤防の高さよりも少し低いときに、道路幅、線路幅だけ堤防を切り下げ、出水に応じて開閉できる門扉を設置する。これが陸閘であり、洪水時にはそこから水が流れ込まないように陸閘を速やかに閉塞する必要がある。</p>
木曾川右岸流域下水道長寿命化計画	<p>事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の健全度に関する調査結果に基づき、予防保全の考え方を取り入れた「長寿命化」を行う計画。</p>
岐阜県河川インフラ長寿命化計画	<p>県管理河川には、多くの河川構造物が多数存在し、その多くが設置から30年～40年を経過すること等から、これまでの対症療法的な対応から予防保全の考え方を取り入れ、計画的・効率的な維持修繕を推進する計画である。平成26（2014）年3月に策定した。</p>
岐阜県橋梁長寿命化修繕計画	<p>通行の安全性を確保し事故や災害のリスクを減少させ、あわせて中長期的な維持管理費を縮減するため、計画的かつ予防保全の</p>

	考え方を取り入れ、橋梁の長寿命化に係る修繕計画を平成 21 (2009) 年 5 月に策定した。
岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画	近い将来、発生が懸念される南海トラフや内陸型地震などの超広域災害に備えるため、救急搬送や物資輸送などに必要な緊急輸送道路ネットワークについて、集中的に整備する必要があることから、平成 26 (2014) 年 3 月に「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画」を作成しており、「道路拡幅等」、「橋梁耐震」、「斜面对策」、「路面陥没対策」といった対策を推進する計画である。
岐阜県下水道総合地震対策計画	大規模な地震時でも、下水道の有すべき機能を維持するため、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための計画。
岐阜県公営住宅等長寿命化計画	県営住宅（公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅）に関する個別施設計画。本県においては、予防保全の考え方を取り入れた維持管理、耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により公営住宅等ストックの長寿命化を図るため、平成 22 (2010) 年 3 月に策定した。
岐阜県砂防施設長寿命化計画	砂防施設の老朽化が進み、劣化損傷する施設の増加が想定されることから、劣化損傷が進行した段階で巡視点検や通報により確認し、補修をしてきた従来の事後保全的な対応から、計画的な定期点検、劣化損傷が軽微な段階での補修を実施する予防保全の考え方を取り入れ、補修・改築費の平準化を図り、計画的・効率的な維持修繕を推進する計画である。平成 26 (2014) 年 3 月に策定した。
岐阜県住生活基本計画	住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。本県においては、平成 19 (2007) 年 3 月に策定し、平成 24 (2012) 年 3 月に全部を変更している。
岐阜県耐震改修促進計画	本県において、旧耐震基準により建設された建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震化の促進に関する法律に基づき、平成 19 (2007) 年 3 月に策定した計画。その後、東日本大震災により明らかになった諸課題を洗い出し、防災関連計画が適切であるかの総点検を目的とした「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、建築物の耐震化に関連し 7 項目の提言がなされたことから、これらの提言を踏まえ、平成 23 (2011) 年 10 月に計画の改訂を行った。
岐阜県道路施設維持管理指針	道路施設の長寿命化や効率的かつ計画的な維持管理の実現を目的として平成 19 (2007) 年度に策定。平成 26 (2014) 年度には、道路管理者が実施すべき維持管理の水準等について内容を更新するとともに、より具体的な目標の設定やきめ細やかな対策等を明示し、全面改訂を行った。
岐阜県舗装修繕最適化計画	膨大な量の舗装ストックの老朽化への対応として、平成 16 (2004) 年度に路面性状調査を実施し、従来の対症療法から損傷が軽微なうちに対策を実施する予防保全の考え方を取り入れた修繕へ転換するため平成 17 (2005) 年度に最適化計画を策定し

	た。
旧耐震基準	昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日までの建築確認について適用されていた耐震基準で、震度 5 強程度の地震でほとんど損傷しない建物であることとして設定されていた。しかしながら、旧耐震基準で建築された建物は、平成 7 (1995) 年の阪神・淡路大震災で大きな被害が発生し、多くの建物が倒壊・崩壊したことなどから、その耐震性は不十分であるとされている。
行財政改革アクションプラン	本県において、平成 22 (2010) 年度から平成 24 (2012) 年度までの 3 年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みを定めた行動計画。3 年間で総額にして 920 億円と見込まれる巨額の財源不足の解消に向けた対策を検討し、県内各界各層の皆様と意見交換を重ねて策定した。
行政財産	本県において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産。公用財産(本県が直接使用する財産)と公共用財産(県民が共同利用する財産)とに分けられ、具体例としては、前者は県庁舎、総合庁舎、警察署など、後者は県立学校、福祉施設、図書館、県営住宅などがある。
県営水道長寿命化計画	厚生労働省が策定した「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」に基づき、平成 25 年(2013)度に策定した県営水道施設の長寿命化計画。中長期的な視点に立ち、ライフサイクルコストを最小化する修繕や更新の実施により、水道施設を健全な状態で次世代に引き継ぐことを目的とする。
公園施設長寿命化計画	公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的とする。
公共施設等	本方針においては、本県が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)等も含む包括的な概念である。
固定資産台帳	新地方公会計の取組みの一つとして、整備が求められている台帳。財務書類の作成に必要な台帳となるため、本県が保有するすべての資産を対象に、資産価値に係る情報を含んでいることが必須となる。現在は、財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、すべての資産を網羅的に把握していないこと、資産価値に係る情報が必ずしも含まれていないことから、これらは固定資産台帳とは呼べない。
財産台帳	本県が所有する土地・建物等の財産について、名称、所在地、構造、延面積、取得年月日、建築年月日、取得価格、評価額等を記載した台帳。
砂防施設(の種類)	本県が管理する砂防施設を代表するものとしては、砂防設備(えん堤、床固工)、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設がある。 砂防えん堤は、水と一緒に流れてくる土砂を貯めることなどにより、土砂が一気に下流に流れ出さないようにするための砂防施

	<p>設である。床固工群は、川が蛇行して流れ、洪水や土砂が氾濫する危険のあるところなどに作られる、背の低い（一般に5mより低い）一連の砂防えん堤のような形の施設である。</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設は、急傾斜地崩壊危険区域に設置された擁壁工、アンカー工などの施設である。主な急傾斜地崩壊防止施設には、がけ崩れの発生、被害を防止する施設として、擁壁工、法面工、落石防止柵工などがあり、現地の状況に適した施設の整備を行う。</p> <p>地すべり防止施設は、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、その他の地すべりを防止するための施設である。地すべり対策事業では、同区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設を新設・改良し、その他地すべりを防止するための工事を実施する。</p>
指定管理者制度	<p>平成15（2003）年の地方自治法の一部改正によって導入された制度。公の施設（地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、住民が利用する施設）について、より効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とする。</p>
新地方公会計	<p>発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握し、現金主義会計による地方公共団体の予算・決算制度を補完しようとする取組みのことで、総務省が、公共施設等総合管理計画の策定と並んで、各地方公共団体における整備を促進している。その意義としては、住民や議会等に対する説明責任の履行、資産・債務管理や予算編成等に活用することによるマネジメントの強化等が挙げられる。これまでも、本県をはじめ各地方公共団体では財務書類を作成しているが、更なる整備促進のため、すべての地方公共団体において適用できる標準的な基準が総務省から示されたところであり、今後は、他の地方公共団体との比較や地方公共団体全体としての財務情報の開示も可能になる。</p>
生徒いきいきプラン	<p>本県において、平成15（2003）年度から平成19（2007）年度に実施した県立高等学校の再編成。高等学校を一定規模に保つことにより教育水準や活力を維持し、また、総合学科や普通科単位制高校など新しいタイプの高校・学科を設置することにより学ぶ場の選択幅を一層拡大するなど、未来を担う子どもたちの立場に立ったより一層魅力ある高校づくりを進めることとした。</p>
耐震基準	<p>建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもの。現在の基準は昭和56（1981）年6月1日以降の建築確認において適用されており、新耐震基準と呼ばれている。新耐震基準は、震度5強程度の地震ではほとんど損傷しない建物であること、震度6強から7に達する程度の地震で倒壊・崩壊しない建物であることとして設定されている。</p>
治山施設（の種類）	<p>森林法に基づく保安林の指定目的を達成するために、森林の維持・造成に必要な保安施設と、地すべり等防止法に基づき、同法による地すべり防止区域内で、斜面の移動を抑制または抑止する地すべり防止施設を合わせて治山施設と言う。治山施設には、治</p>

	山ダム工、山腹工、落石防止工、なだれ防止工、地すべり防止工のほか、保安林内での植栽や本数調整伐等の森林整備箇所や、治山施設の設置や管理を目的に開設した保安林管理道、治山作業道も含まれる。
地方財政状況調査 (決算統計)	総務省が地方自治法に基づいて毎年度実施している、各地方公共団体の決算状況について報告を求めるもの。対象とする会計の範囲は本県の決算（一般会計、特別会計）とは異なり、普通会計と公営事業会計（水道、工業用水道、下水道等）である。普通会計とは、現実には存在しない統計処理上の会計で、本県の「一般会計」と「公営事業会計以外の特別会計」を合算したものである。
土地改良施設（の種類）	農業の生産性向上や農業構造の改善を目的として造られた施設のことで、代表的なものとして、農業用排水路、農業用ため池、農業用排水機場、農道などがある。
ネーミングライツ	施設等の名称に、民間企業や各種団体等の名称や商品ブランド名を付与する権利で、「命名権」や「施設命名権」とも呼ばれる。本県と民間企業や各種団体等との契約によるもので、本県の施設などに愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営・管理に役立てている。
普通財産	本県が所有する財産のうち、行政財産以外の財産。貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的とすること、私権を設定すること、信託することができる。行政執行上の手段として直接的に使用されるものではなく、主にその経済的価値を保全発揮することを目的としている。具体例としては、職員宿舎、アクティブGなどがある。